

令和元年 9 月

お客様各位

福岡市博多区店屋町 5 番 10 号
株式会社にしけい

消費税率改定に伴う請求内容等についてのご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素から弊社の業務に関し、格段のご理解、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知の通り、令和元年 10 月 1 日から消費税が現行税率 8%より新税率 10%に改定されることとなりました。

つきましては、警備業務等に係る消費税の請求内容等に関して、下記の通り謹んでご案内申し上げます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

略儀ながら書中をもちましてご案内申し上げます。

敬具

記

1 警備業務等に係る消費税について

消費税法改正に基づき、令和元年 10 月 1 日以降の警備業務等に係る消費税については、新税率 10%でご請求させていただきます。

2 令和元年 10 月 1 日をまたぐご請求について（未締でない場合）

請求締日が末日以外で請求期間が令和元年 10 月 1 日をまたぐ場合は、**令和元年 9 月 30 日までの警備業務等に係る消費税は 8%、令和元年 10 月 1 日以降の警備業務等に係る消費税は 10%**でご請求させていただきます。

3 消費税差額分のご請求について

年一括払い等の理由により、令和元年 10 月 1 日以降の警備業務等に係る料金を消費税 8%で既にお支払済みのお客様におかれましては、**差額分の消費税を別途ご請求**させていただきます。

4 経過措置の適用対象となる契約について

消防用設備点検契約、機器賃貸借契約、AED・カメラシステムのレンタル契約等において、一定の要件に該当するときに経過措置の適用対象となる場合があります。経過措置の適用対象となる契約につきましては、ご請求書への記載等により経過措置の適用対象である旨をご通知し、経過措置が適用される間の**消費税を 8%でご請求**させていただきます。

本件に関するお問合せは担当支社または下記までお願い致します。

経理部 債権課

電話 092-281-8504